指定短期入所生活介護重要事項説明書
＜静岡県指定第２２７２１０００２１号＞

社会福祉法人　岳南厚生会
高原荘短期入所事業所

当事業所は介護保険の指定を受け、ご契約書に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

＊当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は条件により可能です。

◇◆　目　　次　◆◇

１．事業者
２．事業者の概要
３．職員の配置状況
４．当事業所が提供するサービスと利用料金
５．苦情の受付について
６．非常災害時の対策
７．身体拘束について
８．虐待防止
９．感染症対策

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人岳南厚生会
（２）法人所在地　　静岡県富士宮市貫戸１０３―２
（３）電話番号　　０５４４―２３―０４８６
（４）代表者氏名　　理事長　斉藤文彦
（５）設立年月　　昭和６２年４月

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定通所介護事業所・平成１２年２月１日指定
当事業所は特別養護老人ホーム高原荘に併設されています。

（２）事業所の目的　　指定短期入所生活介護は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

（３）事業所の名称　　特別養護老人ホーム高原荘

（４）事業所の所在地　　静岡県富士宮市貫戸１０３―２

（５）電話番号　　０５４４―２３―０４８６

（６）管理者氏名　　斉藤浩理

（７）当事業所の運営方針　　利用者の援助を、利用者個人の要介護度に応じた介護を基本とし、個々の人間性を尊重し、利用期間の生活が快適に且つ心身の機能維持等がはかれるよう、その立場に立ったケアを行う。

（８）開設年月　　平成１２年４月

（９）通常の事業の実施地城　　富士宮市

(10) 営業日及び営業時間

営　業　日	年中無休
受付時間	月～土　８時３０分～１７時３０分
送迎サービス	**(送迎あり)** 月～土　午前・午後 ／ **(送迎なし)**12／30～1／3・日曜日

(11) 利用定員　　２０名

（12）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として２人部屋ですが、１人部屋等他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者心身の状況を優先する場合や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類	客室等	備　　考
２人部屋	１０室	１室２２．２８㎡
合　　計	１０室	２０５㎡
食　　堂	１ヵ所	各６４．４５㎡
機能訓練室	１室	６４．４５㎡
浴　　室	２室	一般浴室・機械浴室
医　務　室	１室	２４㎡
そ　の　他	庭園遊歩道・自動販売機・冷暖房 公衆電話・エレベーター２機等	

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（但し、特養定員５０名を含めた７０名に対して）

＜主な職員の配置状況＞　＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1	(1)
2. 生活相談員	1	1
3. 介護職員	37（5）	24
4. 看護職員	3	
5. 機能訓練指導員	(1)	(1)
6. 介護支援専門員	(3)	(1)
7. 管理栄養士	(1)	(1)

（常勤換算について）
職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を常勤職員の勤務時間で除した数
―例―
週１０時間勤務４名の場合
10×4÷40＝1名

＊介護職員・及び看護職員の勤務時間は、８：３０～１７：３０を基本とします。
夜勤の体制は、３名を基本とします。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、介護報酬額の９０％から７０％が介護保険から給付されます。自己負担額は介護保険割合証に応じての負担額となります。（例示は６ページです。）

種　　類	内　　容
食　　事	・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好に考慮した食事を提供します。 ・食事は離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食7：40～8：15　昼食11：50～12：30　夕食18：00～18：30
入　　浴	・入浴又は清拭を週2回行います。 ・重度の介護が必要な方は、機械浴槽を使用して入浴できます。
排　　泄	・ご利用者の身体状況等に応じて、適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。
整　　容	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容の援助を行います。 ・シーツの交換は、利用開始時と利用期間及び状況に応じ行います
機能訓練	・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復及び減退防止の訓練を実施します。
健康管理	・看護職員により、利用期間中のバイタルチェック及び服薬管理等必要な健康管理を実施します。 (尚、緊急時必要な場合は、ご家族に連絡を致しますので、受診等の対応はお願い致します。)
その他の 自立支援	・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・行事、クラブ活動等に希望があればできるかぎり参加できるよう配慮します。
送　　迎	・ご家庭から施設までをリフト付車両等により送迎致します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供（食　費）

１日につき１，９１０円　（朝食：４７０円　昼食：７２０円　おやつ：１００円　夕食：６２０円）

（但し、行事等で特別な食事の場合はその実費）

②居住費　　１日／915 円

③趣味活動等に関する物

ご自分の所有となる作品等の材料費　　実費

④日常生活品の中で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用

日用消耗品代として　　１日２００円

その他　　個別に必要な物　　実費

☆経済事情の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヵ月前までにご説明いたします。

（3）料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用は、毎回利用日ごとの徴収か、１ヵ月ごと計算しご請求しますので、翌月１５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．ご利用の銀行口座より引落(ご本人 または ご家族)
イ．事業所へ直接現金支払い

（4）利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用の追加をすることが出来ます。この場合には、サービスを受ける前日までに申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として**「自己負担相当額」**をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用者の希望する日・曜日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日等を提示し協議致します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

☆自己負担額の例（１日当たりの介護度別負担額）

【介護給付】

項	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護費	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
体制加算	短期生活サービス提供体制加算　Ⅱ　18単位 夜間職員配置加算　Ⅰ　13単位 生産性向上推進体制加算Ⅱ　10単位				
その他	送迎サービスは保険給付対象で片道自己負担　１８４単位				
加算	若年性認知症入所者受入加算（対象者の方のみ）　１２０単位				

【予防給付】

項	要支援１	要支援２
介護費	451単位	561単位
体制加算	予防短期生活サービス提供体制加算Ⅱ　18単位 生産性向上推進改善加算Ⅱ　10単位	
その他	送迎サービスは保険給付対象で片道自己負担　１８４単位	

※　富士宮市では、該当する地域区分「7 級地」に則り、上記介護サービス費に対し地域区分別単価割合（10,17 円）を乗じた金額となります。

※　上記の加算を合わせた総単位数に介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)(17.6%)乗じた単位となり、自己負担額は各負担割合証に記載の負担額となります。

５．苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付やご相談

○苦情受付窓口担当者

高原荘短期入所事業　　斉藤浩理

電話番号　　２３－０４８６

（２）行政機関その他苦情受付機関

富士宮市高齢介護支援課	富士宮市弓沢町１５０番地 電話番号（０５４４）２２－１１４１（代） ＦＡＸ　（０５４４）２８－４３４５
静岡県 国民健康保険団体連合会	静岡市春日２－４－３４ 電話番号（０５４）２５３－５５９０ ＦＡＸ　（０５４）２５１－３４４５

（３）　サービスに関する苦情相談は、まず事業者に申し出ることになります。

事業者は、苦情受付担当者や責任者をおき、さらに中立な第三者委員を任命し、話し合いによる解決に努めます。

第三者委員　　後藤憲治（税理士）　富士宮市大宮町１６－１７　　２７－２２２５

６．非常災害時の対策

防火管理者：斉藤浩理

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム高原荘」施設防災管理規程にのっとり対応を行います
近隣との協力関係	高原１区防災会に非常時の相互の応援を約束しています
平常時の訓練等 防火設備	別途定める「特別養護老人ホーム高原荘」施設防災管理規程にのっとり毎月夜間及び昼間を想定した非常訓練を、入所者の方も参加して実施します。

設備名称	個所等	設備名称	個所等
スプリンクラー	あり	防火扉	３カ所
避難階段	１カ所	防煙扉	３カ所
自動火災報知機	あり	屋内消火栓	３カ所
誘導灯	１９カ所	非常通報装置	あり
ガス漏れ報知機	あり	火災報知機器	あり
避難用スベリ台	１カ所	非常用電源	あり
カーテン等は防炎性能のあるものを使用しております。			

７．身体拘束について

事業者は利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動の制限をする行為を行わないこととします。

２　緊急やむを得ない場合と施設全体で判断する場合、以下の手続き経て実施します。
慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づくものとします。

(1)　利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
(2)　身体抑制以外に有効な代替・手段がない場合
(3)　身体拘束その他行動制限が一時的なものであること

３　緊急やむを得ず身体拘束その他、入居者の行動を制限する行為を行う場合は、次に掲げる手続きによらなければならないこととします。

(1)　利用者、家族等への説明
　家族、又は代理人等に連絡し面接し、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に基づいて詳細な説明を行い、家族等の十分な理解と同意を得て署名捺印を求めることとします
(2)　介護記録への記載
　実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況等を記録することとします
(3)　拘束解除を目標に継続的にカンファレンスを行います
　身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、継続的カンファレンスを行い検討します。

８．虐待防止

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

９．感染症対策

当事業所では、感染症予防及びまん延防止のため、指針の整備を行い、感染症予防委員会を設置し、日常的な健康管理や手指消毒の基本的な感染症対策の見直しや、関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定した教育訓練を実施します。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービスの提供につき、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム高原荘
説明者　　職名　　氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所　　氏名

代理人住所(ご家族代表者)　　氏名